

横断歩道橋長寿命化修繕計画

岐阜県関市
令和8年1月作成

目 次

1. 対象橋梁
 1. 1 選定方針
 1. 2 対象歩道橋
2. 維持管理
 2. 1 基本方針
 2. 2 点検方法及び点検頻度
 2. 3 横断歩道橋点検年度および業務委託年次計画
 2. 4 修繕
 2. 5 新技術等の活用
 2. 6 集約・撤去

1. 対象横断歩道橋

1 選定方針

この施設計画の対象とする横断歩道橋は、関市が管理する下記の2箇所の横断歩道橋とする。

2 対象歩道橋

対象となる歩道橋は下表のとおり

対象歩道橋

種別	所在地	路線名	供用年月日	上部工使用材料/形式	橋長支柱間隔(m)	有効幅員(m)	備考
旭ヶ丘歩道橋	関市旭ヶ丘2丁目	市道 幹1-38号線	1969年3月	鋼単純I桁橋(デッキプレート)	18.8m	1.5m	
桜ヶ丘歩道橋	関市桜ヶ丘1丁目	市道 1-547号線	1987年3月	鋼単純I桁橋(鋼床版)	17.4m	1.5m	

2. 維持管理

1 基本方針

横断歩道橋の個別個別施設計画の作成にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指す。

2 点検方法及び点検頻度

- ① 近接目視により行うことを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査を併用して行う。
- ② 点検により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて分類する。また、部材単位及び横断歩道橋ごとの健全性の診断を行う。
- ③ 点検頻度は5年に1回実施する。
- ④ 定期点検の効率化や高度化を図るために新技術等の活用を検討する。

判定区分

定期点検要領		
区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、 <u>予防保全の観点から措置を講じることが望ましい</u> 状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、 <u>早期に措置を講すべき状態</u> 。
IV	緊急	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、 <u>緊急に措置を講すべき状態</u> 。

点検対象

点検項目

部位・部材区分	対象とする項目
上部構造	主桁・横桁・床版またはデッキプレート
下部構造	橋脚・支承・落橋防止構造・根巻きコンクリート
階段部	上部工との接続部・主桁・踏み板・蹴上げ・地覆・橋台
その他	排水管・排水樋・排水受け・高欄・落下物防止柵 照明施設・舗装・手すり・目隠し板・裾隠し板等

2. 維持管理

3 横断歩道橋点検年度および業務委託年次計画

各横断歩道橋における点検年度は下表のとおりとする。

横断歩道橋点検業務委託年次計画

種別	橋長支柱間隔	金額(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
旭ヶ丘横断歩道橋	18.8m	750	○ 0	○ 750	0	0	0	0	○ 750	0	0	0	○ 750
桜ヶ丘横断歩道橋	17.4m	750	○ 0	○ 750	0	0	0	0	○ 750	0	0	0	○ 750
事業費			0	1,500	0	0	0	0	1,500	0	0	0	1,500

点検予定年度については、日常点検等により5年を超えない範囲で見直しを検討する。

4 修繕

点検により把握された変状・異常(判定III・IV)に対して補修を行うとともに、判定IIに

- ① 対しても劣化レベル、事業費、路線の重要性等、総合的に判断して補修を検討する。
- ② 損傷状況や利用形態(代替路線の有無等)等を総合的に判断して修繕を検討する。
- ③ 経過観察中に緊急修繕を要する場合は、隨時対応する。

5 新技術等の活用

修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るため、従来工法のみではなく新工法や新材料などの新技術等を加えた検討を行い、令和13年度までに行う4歩道橋点検に
関して5万円のコスト縮減を目指す。

6 集約・撤去

横断歩道橋は交通量の多い幹線道路を跨いでおり、通学児童を含む歩行者の安全確保から基本的には集約・撤去は困難である。将来、通学路の変更等の環境の変化により撤去が有効となった場合は、撤去を検討します。

横断歩道橋修繕工事年次計画

種別	橋長支柱間隔	金額(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
旭ヶ丘横断歩道橋	18.8m		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜ヶ丘横断歩道橋	17.4m		0	0	○ 25,549	○ 30,855	階段当て板補修 階段当て板補修	0	0	0	0	0	0
事業費			0	0	25,549	30,855	0	0	0	0	0	0	0